

五條市内で 太陽光発電施設を設置される皆様へ

五條市太陽光発電設備の適正な
設置及び管理に関する条例
を制定しました。
(令和6年3月25日公布、同年5月1日施行)

五條市内で総発電出力50キロワット以上※1の
太陽光発電事業※2を行う場合、
工事に着手する日の60日前までに市に届出
をする必要があります。

※1 完了後又は変更後の総発電出力が50キロワット以上となるものを含む。

※2 太陽光発電設備を建築基準法上の建築物に設置する場合及び工場立地法上の
環境施設として設置する場合は適用除外となります。

届出までに必要な手続き

• 事前協議

事業者は、あらかじめ事業の計画について、市と協議しなければなりません。

• 標識の設置

事業者は、事業計画を公開し、周知するため、説明会を行う14日以上前から標識を設置しなければなりません。

• 説明会の実施

事業者は、地域住民等に対し、説明会を開催し、措置の内容について同意を得なければなりません。

問い合わせ先 **五條市 環境政策課**
0747-22-4001 (内線391)

条例制定の背景・目的

太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーとして固定買い取り制度（FIT制度）の創設以来急速に普及してきました。

一方で、近年、山林や傾斜地を開発する太陽光発電施設の計画が増加しており、防災上の問題や、周辺の環境、景観について、周辺住民とトラブルが生じている事例も見られるようになりました。

こうしたことから太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図るため、条例を制定することとしました。

事業禁止区域

事業を実施してはならない区域（ただし、各法律に基づき許可されている場合を除く）

- (1) 砂防指定地
- (2) 保安林
- (3) 地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害特別警戒区域

抑制区域

事業を実施しないよう事業者には協力を求める区域

- (1) 宅地造成等工事規制区域（土地の形質の変更を伴う場合に限り）
- (2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域及び準工業地域
- (3) 河川保全区域
- (4) 土砂災害警戒区域
- (5) 国定公園の区域
- (6) 景観保全地区の区域
- (7) 史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地、埋蔵文化財包蔵地
- (8) 県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
- (9) 市指定文化財のうち記念物が所在する区域及びその近接する土地
- (10) 伝統的建造物群保存地区及びその近接する土地
- (11) 農用地区域、甲種農地、第1種農地
- (12) 鳥獣保護区の区域